

遷延性意識障害者医療費給付実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>1 (1) (略)</p> <p>(2) 医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定居宅サービス事業者(同法に規定する訪問看護を行うことができる者に限る。))及び同法に規定する指定介護予防サービス事業者(同法に規定する介護予防訪問看護を行うことができる者に限る。)を含む。)において当該意識障害に関する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療に関する給付を受けていること又は当該疾患に関する介護保険法の規定による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導若しくは介護医療院サービスを受けていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(医療費給付の額)</p> <p>第8条</p> <p>1 (1) (略)</p> <p>(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した額の合計額から、介護保険法の規定による当該疾患に係る訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスに関し保険者が負担すべき額(介護保険法第69条第3項の規定の適用がある場合にあつては、当該規定が適用される前の額)を控除した額</p> <p>第9条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条</p> <p>1 (1) (略)</p> <p>(2) 医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定居宅サービス事業者(同法に規定する訪問看護を行うことができる者に限る。))及び同法に規定する指定介護予防サービス事業者(同法に規定する介護予防訪問看護を行うことができる者に限る。)を含む。)において当該意識障害に関する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療に関する給付を受けていること又は当該疾患に関する介護保険法の規定による訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、<u>介護療養施設サービス</u>、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導若しくは介護医療院サービスを受けていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(医療費給付の額)</p> <p>第8条</p> <p>1 (1) (略)</p> <p>(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した額の合計額から、介護保険法の規定による当該疾患に係る訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、<u>介護療養施設サービス</u>、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスに関し保険者が負担すべき額(介護保険法第69条第3項の規定の適用がある場合にあつては、当該規定が適用される前の額)を控除した額</p> <p>第9条～第13条 (略)</p>

附 則
(適用期日)

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日以降の医療費の給付から適用する。
(経過措置)

2 遷延性意識障害者医療費給付実施要綱(昭和 55 年長野県告示第 409 号)第 6 の規定により交付された受給者証は、この要綱第 7 条の規定により交付された受給者証とみなす。

附 則(平成 28 年 8 月 8 日付け 28 保疾第 531 号健康福祉部長通知)
(施行期日)

平成 28 年 8 月 8 日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 29 日付け 30 保疾第 571 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日付け 5 保疾第 1123 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

令和 6 年 4 月 1 日から適用する。(ただし、要綱第 13 条の改正については令和 3 年 4 月 1 日から適用する。)

(経過措置)

この改正前に身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害程度が 2 級以上である者に限る。)のうち、第 7 条の規定による受給者証(令和 6 年 4 月 1 日以降も有効であるものに限る。)の交付を受けた者に限っては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの間は対象患者として第 8 条に規定する医療費を給付することができる。

附 則(令和 7 年 6 月 16 日付け 7 疾感第 388 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

令和 7 年 7 月 1 日から適用する。

参考：第 9 条関係

遷延性意識障害者医療費給付における一部負担月額限度額表

階層区分の基準		一部負担月額 限度額(円)
当該年度の市町村 民税が非課税	対象患者(対象患者が 18 歳未満の場合にあつては、当該対象患者の保護者のいずれも)の収入額が <u>809,000 円以下</u> の場合	2,500
	上記以外の場合	5,000
当該年度の市町村民税(所得割)額の合算額が 33,000 円未満の場合		5,000
当該年度の市町村民税(所得割)額の合算額が 33,000 円以上 235,000 円未満の場合		10,000
当該年度の市町村民税(所得割)額の合算額が 235,000 円以上の場合		20,000

附 則
(適用期日)

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日以降の医療費の給付から適用する。
(経過措置)

2 遷延性意識障害者医療費給付実施要綱(昭和 55 年長野県告示第 409 号)第 6 の規定により交付された受給者証は、この要綱第 7 条の規定により交付された受給者証とみなす。

附 則(平成 28 年 8 月 8 日付け 28 保疾第 531 号健康福祉部長通知)
(施行期日)

平成 28 年 8 月 8 日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 29 日付け 30 保疾第 571 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日付け 5 保疾第 1123 号健康福祉部長通知)
(適用期日)

令和 6 年 4 月 1 日から適用する。(ただし、要綱第 13 条の改正については令和 3 年 4 月 1 日から適用する。)

(経過措置)

この改正前に身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害程度が 2 級以上である者に限る。)のうち、第 7 条の規定による受給者証(令和 6 年 4 月 1 日以降も有効であるものに限る。)の交付を受けた者に限っては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの間は対象患者として第 8 条に規定する医療費を給付することができる。

参考：第 9 条関係

遷延性意識障害者医療費給付における一部負担月額限度額表

階層区分の基準		一部負担月額 限度額(円)
当該年度の市町村 民税が非課税	対象患者(対象患者が 18 歳未満の場合にあつては、当該対象患者の保護者のいずれも)の収入額が <u>800,000 円以下</u> の場合	2,500
	上記以外の場合	5,000
当該年度の市町村民税(所得割)額の合算額が 33,000 円未満の場合		5,000
当該年度の市町村民税(所得割)額の合算額が 33,000 円以上 235,000 円未満の場合		10,000
当該年度の市町村民税(所得割)額の合算額が 235,000 円以上の場合		20,000